

農地中間管理事業に係る借受希望者の募集要領

平成 26 年 5 月 1 日
制定

改正 平成 27 年 4 月 1 日

改正 平成 28 年 3 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要領は、農地中間管理事業規程第 16 条に基づき、公益財団法人北海道農業公社（以下、「公社」という。）が農地中間管理権を取得した農用地等の借受けを希望する者の募集を行うにあたり、必要な事項を定める。

(募集の時期)

第 2 条 募集は、原則として毎年 5 月及び 9 月の年 2 回行うものとする。ただし、募集を行う回数や時期を変更する場合は、あらかじめ市町村及び農業委員会等にその旨を通知するものとする。

(募集区域の設定)

第 3 条 募集区域は、市町村における人・農地プランの区域を基本としつつ、市町村から提出される「募集区域の設定に関する意見書」（様式第 1 号）に基づき設定するものとする。

2 設定された区域は、原則として当該年度内には変更しないものとする。ただし、市町村から事情止むを得ない事由により変更の申出があった場合は、再度（様式第 1 号）の提出を求め、その内容を検討の上で変更するものとする。

(募集区域の明示)

第 4 条 募集を行う際は、「農地中間管理事業における募集要項」（様式第 2 号）により以下の事項を明示するものとする。

ア 募集市町村名及び区域（集落）名

イ 当該区域の農業の概要（主要経営形態・地域の特色・担い手確保状況等）

(募集の周知方法)

第 5 条 募集は、公社ホームページにより周知するものとし、必要に応じて以下の媒体の活用を努めるものとする。

ア 市町村及び農業協同組合の広報誌又はそれに代わるもの

イ 農業新聞及び農業関係雑誌

ウ その他募集を周知する目的として適切と思われるもの

2 周知にあたっては、第 3 条で定めた募集区域及び第 4 条で明示する募集要項を当該市町村に対して通知し、協力を求めるものとする。

(応募の受付)

第 6 条 応募は、借受希望者から郵送又は持参で提出される「農用地等の借受希望申出書」（様式第 3 号）を受理することで受付けるものとする。なお、郵送の場合は締め切り日以前の消印のあるものまで、又持参の場合は締め切り日までに提出されたものを有効とする。

2 受付期間は募集開始日から 30 日間とする。ただし、必要に応じて延長することができるものとする。

3 「様式第 3 号」の提出先は、借受けを希望する募集区域の存する市町村又は最寄りの公社（本・支所）とする。

(応募の取り下げ)

第 7 条 借受希望の募集に応募した者が、第 6 条で定める申出書を提出し、公社が受理した後、これを取り下げようとする場合は、「農用地等の借受希望申出取り下げ書」（様式第 4 号）を公社に提出するものとする。

2 前項の提出は、第 6 条の手続きを準用するものとする。

(応募の有効期限)

第8条 応募の有効期限は、借受希望者から第7条による取り下げの意思表示がない限り、募集の締め切り日から5年間とする。

2 有効期間内に、同一人による同一募集区域への再度の申出があった場合は、前申出を取り下げたものとみなし、その再度の申出の有効期限は、前項と同様とする。

(応募内容の確認)

第9条 応募内容は、「借受希望者の概要票」(様式第5号)により取りまとめるものとする。

2 公社は、受理した応募が募集内容に合致するかを確認し、また、必要に応じて市町村に対し応募内容について照会するものとする。

3 新規参入を希望する個人又は法人の応募者に対しては、「新規参入経営計画書」(様式第6号)の提出を求め、また、必要に応じて市町村と共同でヒアリング等を行い、参入後の経営計画の把握に努めるとともに、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第4項第3号の要件を満たす者であるかを判断するものとする。

4 前項の個人の応募者については、農業経営基盤強化促進法第14条の4に基づく青年等就農計画の認定を受けた就農計画書の写しの提出をもって(様式第6号)を省略できるものとする。

(募集結果の公表)

第10条 公表は、(様式第5号)を公社ホームページ上で閲覧できる状態とすることで行うものとする。

2 公表は、原則として募集期間終了後20日以内に行うものとする。

3 公表する際は、あらかじめ公表する内容を当該市町村に対し通知するものとする。

4 公表の内容は、個人情報の取扱いに留意することとする。

(企業等への働きかけ)

第11条 参入を希望する企業等への働きかけは、募集結果を踏まえて公社と市町村とでその必要性について協議する。なお、ヒアリング等を実施する際は共同で行うものとする。

第12条 この要領で定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年3月1日から施行する。